

自賠責があなたと 家族を守ります

**自賠責保険・共済無しての運行は法令違反です！
自賠責保険・共済に加入しないで運転すると…**

- 1年以下の懲役または 50万円以下の罰金(自賠法第86条の3)
- さらに違反点数 6点となり、免許停止等(道路交通法第103条、第108条の33)



満期年
です
満期月
です



2011年4月以降に交付された
ステッカーは、満期年ごとに色
が異なります。

早めの継続手続きを
お願いします！



※検査対象外軽自動車(250cc以下のバイク等)および原動機付自転車の場合、保険・共済標章(ステッカー)をナンバープレート左上部(ナンバープレートに貼付することが困難な場合には、車両の前面)に貼付することが義務付けられています。これに違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。(自賠法第88条)

自賠責保険・共済とは

万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車に、自賠責保険・共済への加入が法律で義務付けられています。

また、フォークリフトなどの小型特殊自動車(農耕作業用を除く)・電動キックボードなどについても、道路を一度でも走行する場合は、加入が必要です。

補償内容は…

被災者1名についての支払限度額は次のとおりです。
対人賠償事故についてのみ支払われます。
対物賠償事故や運転者自身のケガ等は補償されません。

死亡	最高	3,000万円
傷害	最高	120万円
後遺障害(等級により)	最高	75~4,000万円

保険料・共済掛金

2023年4月現在

車両 県	契約 期間	60ヶ月	48ヶ月	36ヶ月	24ヶ月	12ヶ月
		原動機付 自転車 (125cc以下)	6,100円	5,930円	5,760円	5,590円
沖 縄 県	契約 期間	6,150円	5,970円	5,790円	5,610円	5,420円
		軽二輪 自動車 (126cc~ 250cc)	6,150円	5,970円	5,790円	5,610円

注) 原動機付自転車以外の保険料・共済掛金については、損害保険会社・共済協同組合にお問い合わせください。

加入の手続きは…

自賠責は、損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマやバイクの販売店や郵便局でも簡単な手続きで加入ができます。

また、250cc以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。